

(4) 交通安全（交通事故）

児童生徒が登下校中や部活動での移動中又は修学旅行での活動中などに交通事故に遭い負傷する事案が毎年発生しています。

交通事故の発生には、傾向（いつ、どこで、どのように事故が発生するのか）があるため、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにするなど、交通安全教育の充実を図ることが重要です。

また、近年、自転車の運転中に携帯電話を操作し歩行者とぶつかり加害者となる事故も発生しているため、どのような行動が事故を引き起こすきっかけとなるか認識できるような指導も大切です。

①登下校中の交通事故（被害）

登下校中に右・左折しようとした自動車とぶつかり負傷したケースは、幹線道路など交通量の多い場所で発生しているだけでなく、農道など、交通量が多くない場所でも発生しています。

児童生徒が事故に遭った場合は、「必ず警察に連絡を入れる」「負傷していたら救急車を呼ぶ」ことを徹底するとともに、教職員は、事故の情報がいった場合には、現場に急行し、児童生徒のけがの状況や事故の状況把握に努めます。

対応のポイントは、次のとおりです。

【事前の危機管理】

- 交通事故多発箇所の把握
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制

【危機発生時の危機管理】

- 事故の発生情報の収集
- 現場への急行
- 救急搬送要請

【事後の危機管理】

- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

②公共交通機関利用中の事故

登下校、修学旅行の活動中、学校行事や部活動での移動など、公共交通機関を利用している最中に交通事故に遭う場合が考えられます。

公共交通機関を利用するから安全という考えではなく、万が一の場合を想定し、学校行事等の計画に反映させることが求められます。

特に、学校行事等での行き先の気象状況などを確認し、公共交通機関の遅延や運休などの可能性を考慮してください。

【事前の危機管理】

- 公共交通機関の緊急連絡先の確認


【危機発生時の危機管理】

- 事故の発生情報の収集
- 現場への急行
- 救急搬送要請

【事後の危機管理】

- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
交通事故	○事件事故マップ「ルリちゃんパトロールまっぷ」 【栃木県警】	https://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/infopage.html	

登下校中の交通事故(被害)への対応

令和〇年〇月版

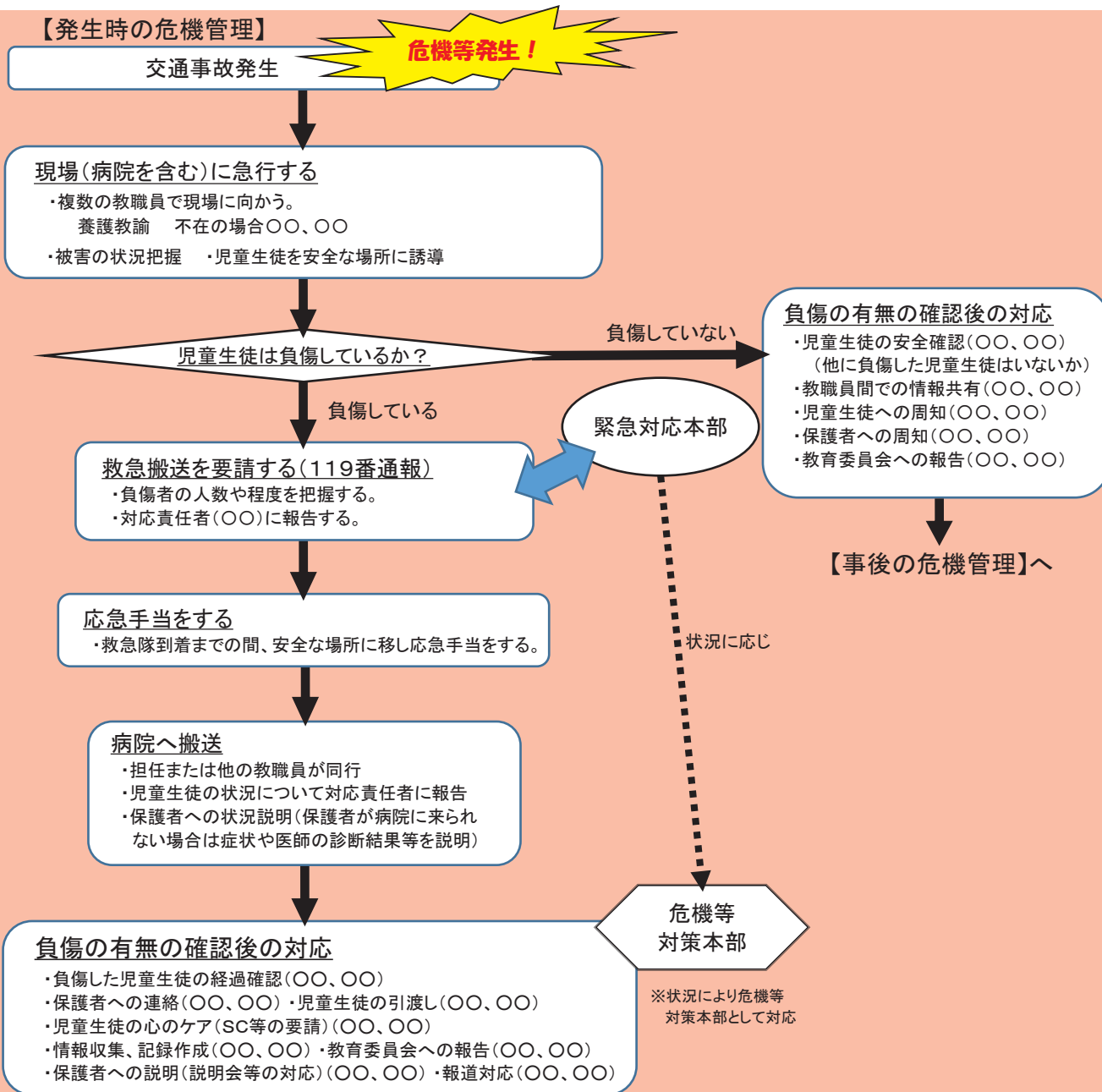
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の心身のケアを図る。
- 関係機関等と連携し事故再発防止策を実施するとともに、児童生徒の指導を充実させる。

【事前の危機管理】

- 登下校方法の把握 □ 通学路の安全点検 □ 交通事故多発箇所の把握
- 児童生徒への交通安全講習等の実施 □ 児童生徒による通学路危険箇所の確認
- 保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 交通安全講習等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(登下校中の交通事故(被害))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	交通事故多発箇所の把握	<p>◆危険箇所の共通理解</p> <p>○事故が多発している危険箇所を教職員のみでなく児童生徒、保護者にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。</p>
	保護者、警察、地域ボランティアとの連絡体制	<p>◆連絡体制の整備</p> <p>○事故が発生した場合、対応防止策など保護者、警察、地域ボランティア等に協力を要請することとなる。このため、連絡先などを確認しておき、スムーズに対応策を実施できるよう体制を整えておく。</p>
発生時の危機管理	事故の発生情報	<p>◆情報の収集及び精査</p> <p>○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、児童生徒など、様々な方面からもたらされる。</p> <p>○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。</p> <p>○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。</p>
	現場(病院含む。)への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <p>○事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、周辺にいる児童生徒を現場から安全な場所に避難させる。</p> <p>○負傷した児童生徒がいる場合は、救急搬送を要請し、応急手当を行う。既に救急搬送等対応済みの場合は、病院に急行し、児童生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。</p> <p>○事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。</p> <p>○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

公共交通機関利用中の事故への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒の安否を確認する。
- 事故に遭った児童生徒の心身のケアを図る。
- 保護者や関係機関等と連携し児童生徒の安全確保に努める。

【事前の危機管理】

- 公共交通機関の状況把握(工事による不通区間、混雑時間帯等)
- 児童生徒の公共交通機関利用者の把握
- 児童生徒への事故発生対応訓練の実施
- 公共交通機関の緊急連絡先の確認
- 児童生徒への公共交通機関利用マナー講習の実施

【発生時の危機管理】

バス・電車等の公共交通機関の事故発生
(自校児童生徒が利用している、又は利用している可能性が高い)

危機等発生!

現場(病院を含む)に急行する

- ・児童生徒の安否確認
- ・複数の教職員で現場に向かう。
養護教諭 不在の場合〇〇、〇〇
- ・被害の状況把握 ・児童生徒を安全な場所に誘導

緊急対応本部

当該公共交通機関利用児童生徒の安否確認

- ・名簿等との照合により、既に事故に巻き込まれた可能性ある児童生徒以外にも当該公共交通機関を利用している者の安否を確認する。

児童生徒は負傷しているか?

負傷している

負傷していない

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・負傷者の人数や程度を把握する。
- ・対応責任者(〇〇)に報告する。

応急手当をする

- ・救急隊到着までの間、安全な場所に移し応急手当をする。

病院へ搬送

- ・担任又は他の教職員が同行
- ・児童生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

危機等
対策本部

※状況により危機等
対策本部として対応

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した児童生徒の経過確認(〇〇、〇〇)
- ・保護者への連絡(〇〇、〇〇) ・児童生徒の引渡し(〇〇、〇〇)
- ・児童生徒の心のケア(SC等の要請)(〇〇、〇〇)
- ・情報収集、記録作成(〇〇、〇〇) ・教育委員会への報告(〇〇、〇〇)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(〇〇、〇〇) ・報道対応(〇〇、〇〇)

負傷の有無の確認後の対応

- ・児童生徒の安全確認(〇〇、〇〇)
(他に負傷した児童生徒はいないか)
- ・教職員間での情報共有(〇〇、〇〇)
- ・児童生徒への周知(〇〇、〇〇)
- ・保護者への周知(〇〇、〇〇)
- ・教育委員会への報告(〇〇、〇〇)

【事後の危機管理】へ

【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(公共交通機関利用中の事故)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項
事前の危機管理	公共交通機関の緊急連絡先の確認	<p>◆事故発生時の確認先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関で事故が発生した場合には、事故の被害に遭った児童生徒の把握が重要になる。 ○どこに問い合わせれば事故の状況等が把握できるかを事前に確認しておくことで、保護者や児童生徒からの問合せに対応できるようにする。 ○事故が発生した場合、公共交通機関に問合せが殺到し、情報が得られないことも想定し、児童生徒が利用する駅や停留所などの関係者と連携をとっておく。
	バス・電車等での事故発生情報	<p>◆情報の収集及び精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、児童生徒など、様々な方面からもたらされる。 ○情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。 ○情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。
発生時の危機管理	現場(病院含む。)への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の事故の場合、現場には近づけない場合が多いため、事故に遭った人の避難場所、病院搬送先を確認し、児童生徒が事故に巻き込まれたか否かを確認する。 ○教職員が事故に居合わせた場合は、公共交通機関関係者の誘導に従い、安全な場所に避難し、児童生徒の心身の状況を確認する。 ○確認した内容を学校(対応責任者等)に報告する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆負傷者確認後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関利用児童生徒の安否確認を最優先とし、児童生徒の負傷状況等を把握する。 ○事故の発生による二次被害で、児童生徒が学校に登校していない、自宅に帰り着かないなどの状況になっていないか確認する。 ○保護者へは、事故発生について情報提供するとともに、事故が発生した公共交通機関を利用している可能性が高い児童生徒の情報を保護者から提供してもらうなど状況の確認に努める。また、児童生徒には、保護者と連絡を取り合ってもらい、保護者の不安を早めに取り除くよう留意する。 ○教育委員会へは、事故の発生及び児童生徒の状況等を確認している旨を電話連絡(第一報)する。 ○死亡者や意識不明などの重体者を把握した際は、至急保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証再発防止策の検討ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

(5) 災害安全（自然災害）

大雨、洪水、土砂災害、台風、大雪、雷、突風、地震等の様々な自然災害が想定されます。また、これらの災害は必ずしも学校だけで起きることを想定するだけでは足りず、学校行事や校外活動等を実施する場合に学校外で遭遇することも想定しておく必要があります。

自然災害のうち、大雨、台風、大雪等の気象災害は、その多くが接近又は予報により発生の把握が可能であり、事前の情報収集（事前の危機管理）とその情報に基づいた迅速な対応が重要です。宇都宮地方気象台が発表する最新の防災気象情報や自治体が発する避難勧告等の情報を確認し、迅速かつ確かな判断により、児童生徒の身体・生命の安全確保を最優先に措置を講じてください。

自然災害における共通の危機管理上の主なポイントは次のとおりですので、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

【事前の危機管理】

- 気象災害に関する情報収集（手段も含めて明記しておく。）
- ハザードマップの作成（必ずしも学校が作成したものでなくともよく、関係機関が作成したものを活用できればよい。）及び確認
- 自然災害発生時の連絡体制の確認

【危機発生時の危機管理】

《登校前》

- 防災気象情報（警報・注意報、今後の予報等）の収集、自治体による避難勧告等の情報収集
→どこから、どのように収集するか。
- 通学路の状況把握、公共交通機関の運行状況の情報収集
→誰が、どのように把握、収集するか。
- 授業の取扱い（臨時休業、始業時刻遅延）の判断及び保護者等への伝達（翌日以降も状態が変わらない、又は悪化する見込みの場合を含む。）
→判断に際しての必要な材料・情報収集をどのように行うか。

《在校時》

- 気象情報や自治体による避難勧告等ほか、通学路や公共交通機関の運行状況の情報の収集
- 大雨、洪水、土砂災害、地震等により、学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合には、早期の避難を検討
- 下校（時期、経路、保護者への引渡し等）の検討（授業打ち切り時を含む。）

【事後の危機管理】

- 自然災害が回復した後の児童生徒の安否確認
- 授業等の教育活動の再開についての判断及び保護者への伝達
- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 次の自然災害に向けて対応策の検討及び共有

①台風

台風が接近中の際には、県と宇都宮地方気象台が協力し、台風の進路や強さなどの情報を共有するため会議を開催しています。関係機関は、共有された情報をもとに、台風への事前対策や県民への注意喚起の呼び掛けなど、台風による被害の発生・拡大を防いでいます。

この会議の情報は、県から各県立学校及び市町教育委員会にも提供されており、最新の防災気象情報や自治体が発する避難勧告等の情報を基に、学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校などの措置を検討するなど、児童生徒の安全確保に必要な対策を講じることが大切です。このほか、台風接近に伴い、通学時間帯の公共交通機関に乱れが生じることも予想されますので、最新の状況を確認しておくことも重要です。

また、台風の影響が予想される日に学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討してください。特に、行き先の地域（現地）で台風の影響が予想される場合も考慮し、最新の防災気象情報や現地の状況を把握し判断してください。

なお、臨時休業等の措置を行う場合は、教育委員会に所定の方法で報告してください。

②大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）

大雨は、河川の氾濫、道路の冠水、家屋の浸水、土砂の流出などの甚大な災害を引き起こす可能性があります。こうした大雨による災害は、児童生徒の生命を巻き込む大きな事故へと発展する可能性があります。登下校の際は、大雨に起因した交通事故の危険もあることから、一層適切な指導や登下校の判断が重要となってきます。近年、1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が全国的に増加しているなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しています。そのため、梅雨の時期や夏場の夕立が多い時期など、季節の特性を踏まえた上で、最新の防災気象情報を確認するとともに、大雨が予想される場合は、早めの判断により児童生徒の安全確保に必要な対策を講じることが大切です。

特に、大雨警報等の防災気象情報が発表された場合には、学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、保護者への引渡し等の措置を検討する材料とし、早めの判断と対応が有効な手立てとなります。大雨等の影響が予想される日の学校行事等の中止・計画変更も早めに判断してください。

また、学校が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置している場合は、水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画を作成し、浸水や土砂災害を想定した防災訓練を行うことが義務づけられています。大雨・洪水・土砂災害は、突発性の高い自然災害であることに留意し、児童生徒が自ら命を守る行動ができるようになることを目的とした、大雨・洪水・土砂災害を想定した防災訓練を行ってください。効果的な訓練とするためには、大雨による災害がなぜ危険か、ハザードマップを基にどのように避難するか等の事前の学習も大切です。

③大雪

冬季の積雪では、降雪中はもちろん、降雪後も路面凍結等により、登下校中の児童生徒が歩行中に転倒して負傷する場合や、自動車等のスリップ事故に登下校中の児童生徒が巻き込まれて負傷する場合、通学時間帯の公共交通機関に乱れが生じ登下校に支障が生じる場合等が予想されます。大雪による交通障害を回避し、児童生徒の登下校中の安全を確保するためには、最新の防災気象情報の確認や通学路の点検を十分に行い、状況に応じ、学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、通学路の変更等を検討してください。また、大雪の影響が予想される日に学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討し、早めの判断に

より必要な対応を講じることが大切です。

なお、学校敷地内においても、校舎等の建物から雪が落下し、負傷することが想定されるほか、大雪や大雪に伴う寒冷等により、学校設備等が故障、破損するなどの事態も起こり得るので、降雪時にはあらかじめ設備等を点検するとともに、降雪による異常が発見された場合も速やかに立ち入り制限や修繕等を行うようにしてください。

④雷

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山地など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴があります。グラウンドなどの周囲の開けた場所にいると、直接人体に落雷することがあり、負傷や場合によっては死亡に至ることもあります。また、近くに樹木等の高いものがあると、これを通して落ちることもあります。雷の危険がある場合には、天気予報や雷注意報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを使って注意喚起されます。特に屋外で活動する予定がある場合には、当日の気象の変化を把握しておくことが大切です。

積乱雲が近づき、雷の音が鳴った場合には、落雷が差し迫っています。授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる必要があります。最新の防災気象情報も確認し、早めの判断により安全確保に必要な指示をしてください。(安全な場所：鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部)

また、学校行事や校外活動中などで近くに避難場所がない場合は、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできるだけ少なくし、雷雨の通過を待ってください。

屋外での活動を再開する際には、周囲の状況と最新の防災気象情報を確認して判断してください。

⑤突風(強風・竜巻・ダウンバースト等)

突風とは、発達した積乱雲の下で発生する急に吹く強い風のことで、竜巻やダウンバーストといった激しい突風によって、短時間で大きな被害が発生します。栃木県では、過去に竜巻が小学校を直撃し、甚大な被害が発生しています。突風は、局地的な自然現象であるため、発生予測が難しく、発生時には迅速な対応が求められます。

突風発生の危険がある場合には、天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを使って注意喚起されます。特に屋外で活動する予定がある場合には、当日の気象の変化を把握しておくことが大切です。また、竜巻などの激しい突風が発生しやすいことを知らせる竜巻注意情報を見聞きしたら、まずは周囲の状況に注意を払ってください。

竜巻が発生する兆しとして、「低く黒い雲(積乱雲)が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」などがあります。このような前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる必要があります。最新の防災気象情報も確認し、早めの判断により安全確保に必要な指示をしてください。

竜巻が近くで発生したら、直ちに身を守る行動が必要です。屋外で活動中の場合には、校舎など頑丈な建物や地下に避難し、窓や外壁から離れ、丈夫な机の下や壁に近い場所で避難姿勢をとることが大切です。建物に避難できない場合は、側溝等のくぼみに身を伏せ、竜巻の通過を待つことが大切です。

屋外での活動を再開する際は、周囲の状況と最新の防災気象情報を確認して判断してください。

⑥地震

地震は突発的に起きる現象であるため、大地震の発生時には児童生徒や教員も、自らの安全を確保する行動をとらなければなりません。また、自ら行動できない児童生徒には、教職員は冷静かつ的確に指示や補助による一次避難（安全確保行動）が必要になります。地震は、学校活動中だけでなく、登下校や校外活動、休業日の在宅時等、日常生活の中で発生する機会が多いことから、児童生徒は自らの判断により安全に避難行動ができるよう指導していく必要があります。このため、指示を受けて行動する受動型の訓練から、主体的に行動する訓練を検討することが大切になります。

地震による直接の被害の他にも、周辺の地形や地質など自然環境や社会的条件などの特質に応じた自然災害（例えば、斜面崩壊など）に対しても様々な安全対策が求められます。学校の立地場所、通学路の状況等を日頃から把握し、地震発生時の迅速な安全確認を行うようにしてください。なお、県外における沿岸部や河川周辺での校外活動中に、強い地震や長時間のゆっくりとした揺れを感じた時、特に津波警報が発表された時は、津波の可能性を想定し、安全な高い場所へ避難するよう指導しておくことも重要です。




⑦火山噴火

活火山への登山や近隣での校外活動の際には、対象となる活火山の活動状況や火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災体制」が明示されたハザードマップを事前に確認しておくことが必要です。火山活動が活発化すると「噴火警報」などの火山に関する情報が発表されます。また、噴火の発生事実が確認されると「噴火速報」が発表されます。最新の火山情報を確認するとともに、登山や校外活動がある場合は、児童生徒の安全を確保するため、活動の中止や計画の中止又は変更を早めに検討してください。万が一、校外活動中に噴火が発生したときには、状況に応じた退避行動や避難行動が必要になります。特に、登山中の噴火では、児童生徒が巻き込まれ、負傷する場合があります。噴火時の行動の仕方や避難場所、避難ルート等について事前の指導が重要です。

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
気 象 情 報 全 般	○防災情報、天気、大雨危険度、 大雪、地震・火山情報 【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jma/ index.html	
	○レーダー・ナウキャスト(降水・ 雷・竜巻)：全国【気象庁】 * 詳細な分布と1時間先までの予報	https://www.jma.go.jp/jp/ radnowc/	
	○気象情報【気象庁】 * 警報や注意報に先立った注意の 呼び掛けや、警報や注意報の内容 を補足するために発表	https://www.jma.go.jp/jp/ kishojoho/316_index.html	
	○気象警報・注意報【気象庁】 * 危険度の現象がどのくらい先の時 間帯に予想されるかが3時間ごと に分けて発表	https://www.jma.go.jp/jp/warn/ 316.html	
	○気象情報【宇都宮地方気象台】	https://www.jma-net.go.jp/ utsunomiya/index.html	
	○全国版救急受診アプリ 愛称「Q助」【総務省消防庁】 * アプリを登録し、救急車を呼ぶか どうか迷わないよう事前に体験する ようにしてください。	https://www.fdma.go.jp/missio n/enrichment/appropriate/appr opriate003.html	
	○災害情報や防災関連情報 【国土交通省関東地方整備局】	http://www.ktr.mlit.go.jp	
	○危機管理・防災ポータルサイト 【栃木県】 * 地域防災計画やハザードマップ 等、防災に関する情報の提供	https://www.pref.tochigi.lg. jp/kurashi/bousai/index.html	

	情報収集先	URL	QRコード
台風	○台風情報【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jp/typh/	
大雨による災害	○大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）【気象庁】 *大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして表示	https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html	
	○関東地域における道路冠水注意箇所マップ：栃木県版【国土交通省関東地方整備局】	http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000681500.pdf	
雷	○落雷事故の防止について【文部科学省】	http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1375858.htm	
地震	○地震情報（各地の震度に関する情報）【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jp/quake/quake_local_index.html	
火山噴火	○噴火警報・噴火速報【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jp/funkasokuho/index.html	
	○噴火警報と噴火警戒レベル（リーフレット）【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/funka/index.html	
	○降灰予報【気象庁】	https://www.jma.go.jp/jp/ashfall/index.html	

	情報収集先	URL	QRコード
火山噴火	○那須岳の活動状況 【気象庁】	https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/301.html	
	○日光白根山の活動状況 【気象庁】	https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/302.html	
	○災害時の対策－火山災害の対策 【栃木県】	https://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/kazansaigainotaisaku.html	





台風への対応

令和〇年〇月版

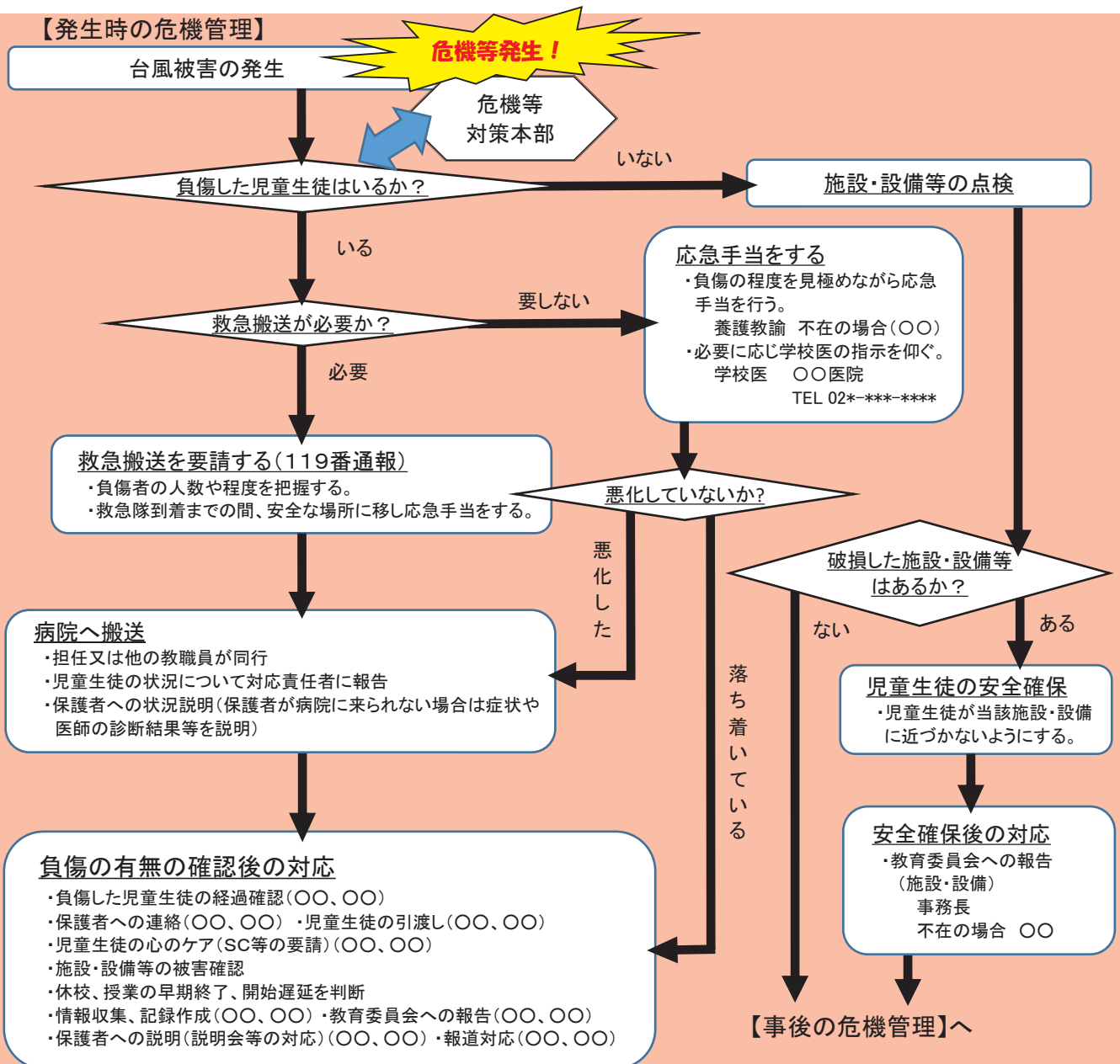
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 台風情報や警報・注意報等の最新の各種防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 公共交通機関の運行情報を確認(運休が計画されているか等)
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(台風)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	台風に関する防災 気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する台風や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認し、台風への対策をとる。 ○台風の進路や勢力は接近しながら変化するため、影響が小さいと予想される場合でも、常に最新の情報を確認し、事前の危機管理の対策をとるよう留意する。 ○台風は広範囲にわたる影響があるため、他の地域で被害（上流側の降水による河川の増水・氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水等）による二次災害が発生するおそれもあるため留意する。
	学校防災体制の整備 及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風接近時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全教職員が台風災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備を行う。 ○児童生徒や教職員が、台風に関する知識や避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉え行う。
	学校の臨時休業、始 業時刻遅延、早期下 校等の検討	<p>◆早期の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入手した台風情報等により、通学や学校活動、校外活動に台風による影響が予想される場合には、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。また、学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討する。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の安全点検 (学校保健安全法 施行規則第28・29条)	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が台風の影響で建物や周辺に被害（窓ガラス破損、道路への倒木等）を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○倒木、窓の破損、落下物による負傷など、台風の影響により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。また、登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認すること。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

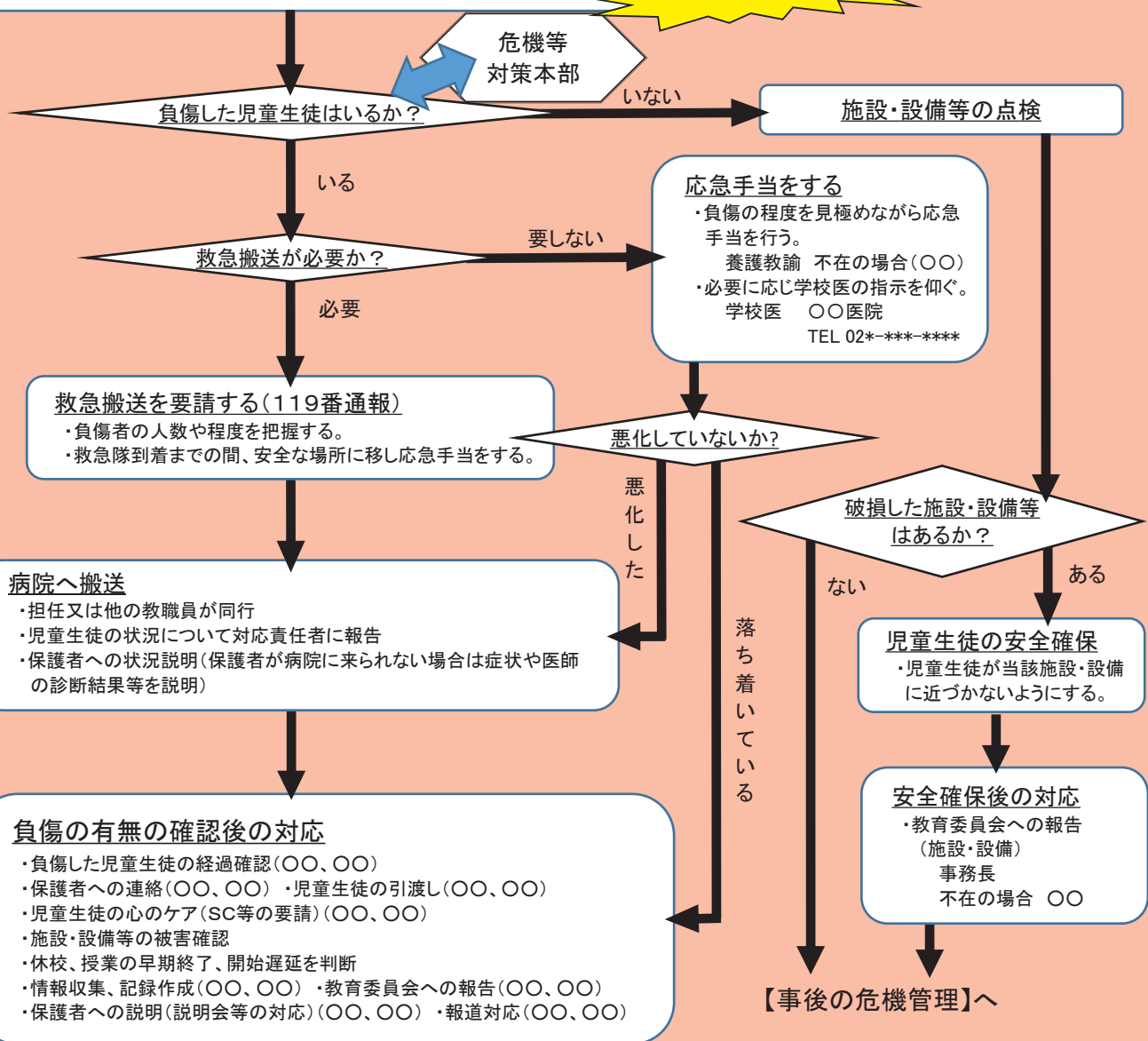
【事前の危機管理】

- 警報・注意報、大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する最新の各種防災気象情報の確認
- 避難確保計画の作成(浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当する場合)
- 学校防災体制の整備 □ 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備 □ 防災教育の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討 □ 保護者への引渡しの確認 □ 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)の発生

危機等発生!



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成 □ 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	大雨による災害に関する防災気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)に関する防災気象情報(警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等)を確認する。 ○自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認する。 ○局地的な大雨の場合には、学校の周辺は何事もなくとも、通学路や他の地域で被害(河川の氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水による通行止め等)による二次災害が発生するおそれもあるため、情報収集に努める。
	避難確保計画の作成及び見直し・改善等	<p>◆避難確保計画の作成義務がある学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている学校は、避難確保計画を作成する義務がある。 ○なお、本県県立学校では、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められていなくとも、当該区域内にある場合は避難確保計画を作成することとしている。 (「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等について(依頼)」(令和2(2020)年11月20日付学安第636号)) <p>◆点検及び見直し・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃から避難確保計画を点検するとともに、定期的に見直し・改善を図っておく。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報を確認し、臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が大雨等の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨による災害(土砂災害・浸水害・洪水害)により負傷した場合は、児童生徒を安全な場所に移動し、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機管理体制による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

大雪への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

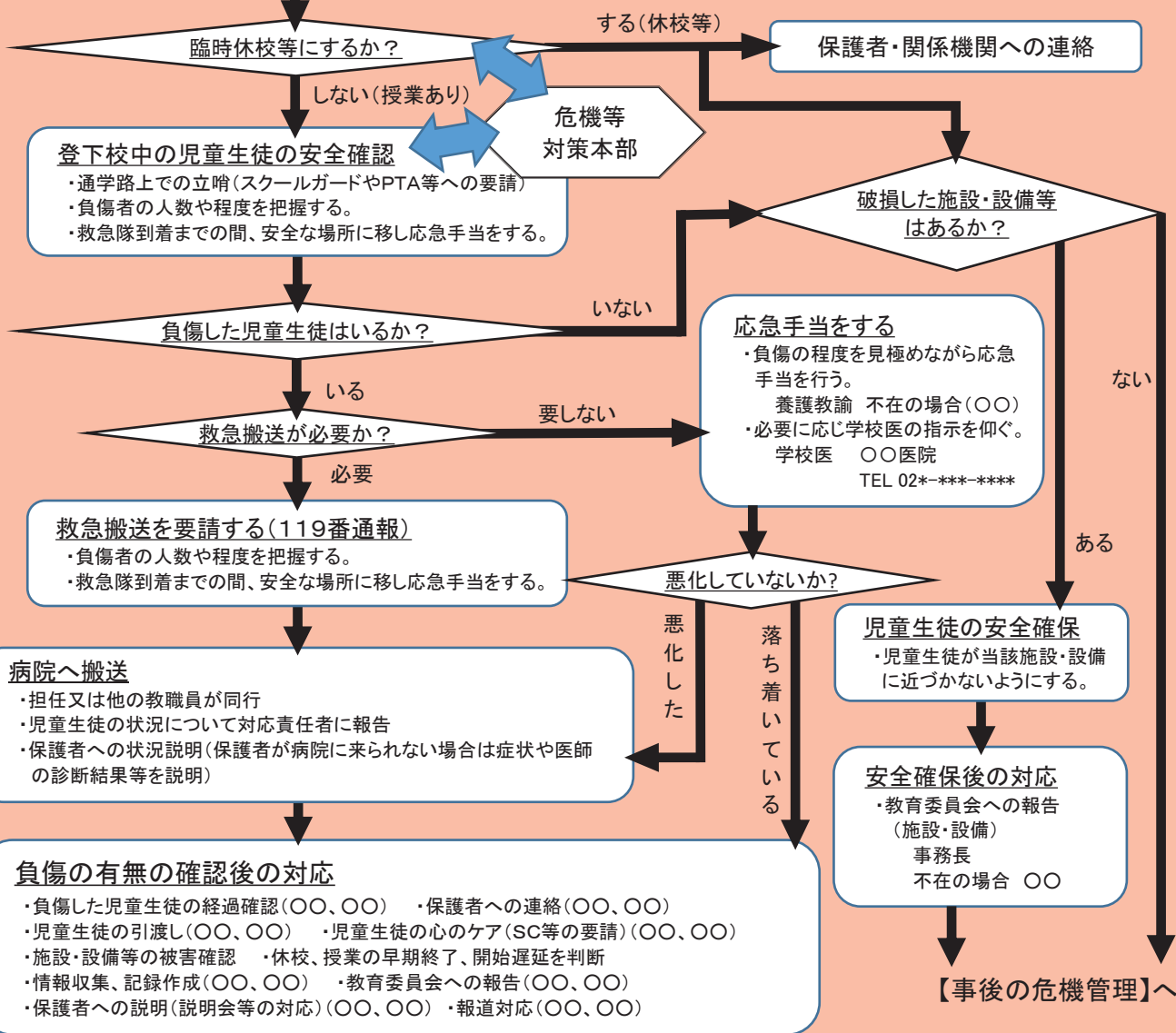
【事前の危機管理】

- 大雪警報・注意報等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 学校敷地内、通学路の降雪・積雪状況の確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】

大雪の発生(見込みの場合を含む)

危機等発生!



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(大雪)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	降雪・大雪情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する大雪に関する情報や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。 ○教育委員会から提供される情報を確認する。 ○大雪の予想ではない場合でも、少しの積雪によって被害が起きることがあるため、防災気象情報の入手に努める。
	学校防災体制の整備及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が大雪災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が大雪災害に関する知識や大雪時に注意する行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報、通学路の積雪状況を確認し、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校等を検討し、措置を講じる。 ○臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の事前点検	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雪により建物や学校設備等に被害(水道設備等の凍結、道路への倒木等)を与える可能性があるため、被害がないよう、設備や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	登下校の安全確保	<p>◆通学路での立哨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールガードやPTAに要請し、通学路での立哨により登下校中の事故を防止する。
	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転倒や交通事故による負傷など、大雪の影響により負傷した場合は、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

雷への対応

令和〇年〇月版

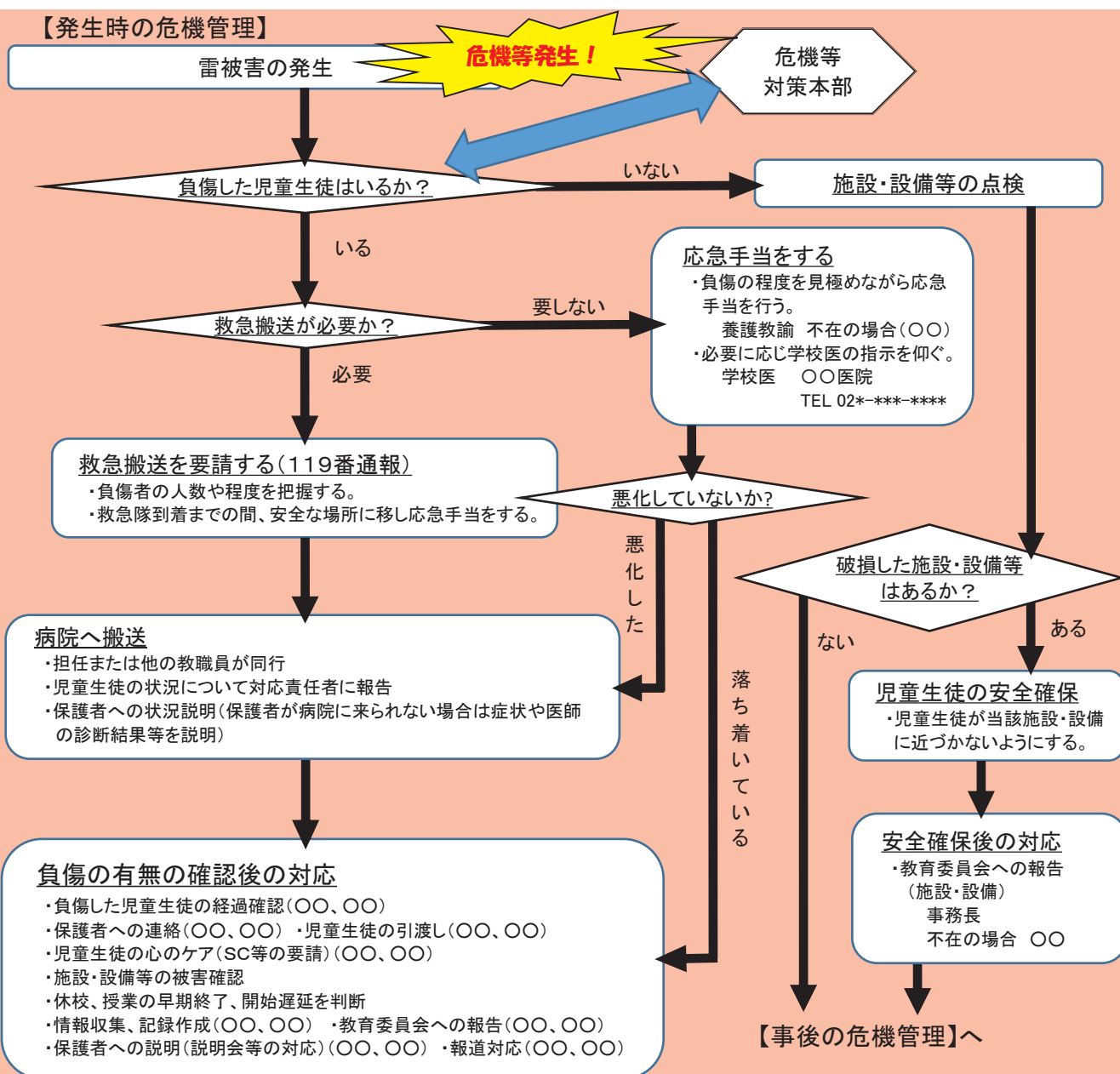
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(雷)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	雷注意報やレーダー・ ナウキャスト等の防災 気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象台が発表する雷注意報や大雨警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。また、天気予報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを見逃さない。 ○雷をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測をレーダー・ナウキャスト等で確認するとともに、雷が発生する兆し「低く黒い雲（積乱雲）が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」など、周囲の様子を確認する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により雷の発生が予想されるおそれもあるため、留意する。
	学校防災体制の整備 及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雷発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が落雷による災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が雷に関する知識や雷発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、 始業時刻遅延、 学校待機等を検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雷による被害が発生する恐れがある場合は、最新の防災気象情報を確認し、前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。 ○早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じること。登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校施設・設備の 事前点検	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が雷の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落雷による負傷など、雷の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機管理体制による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

突風(強風・竜巻・ダウンバースト等)への対応

令和〇年〇月版

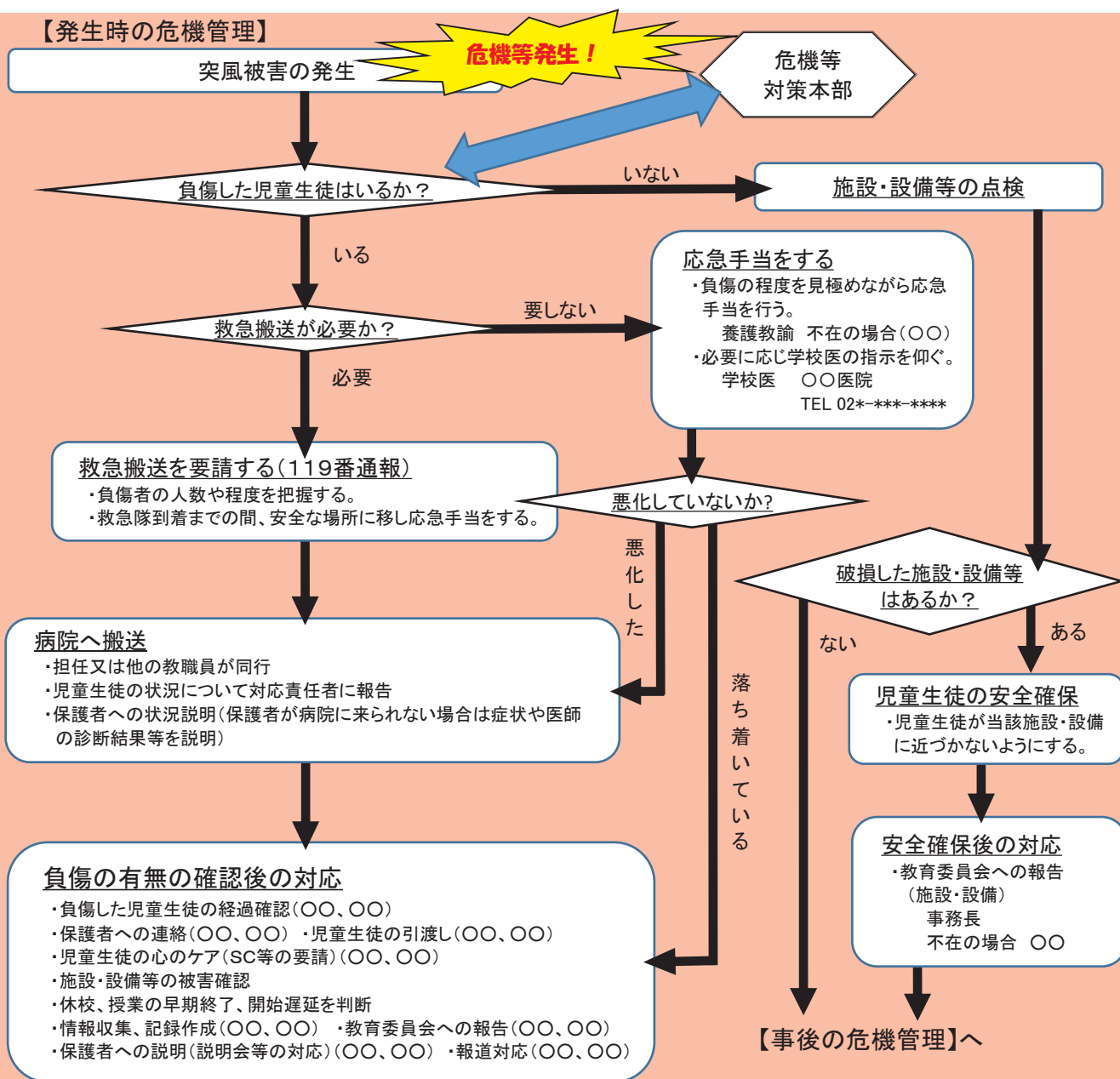
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 竜巻注意情報等の最新の防災気象情報の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 防災教育の実施
- 校庭等校舎外にいる児童生徒の屋内への避難誘導
- 公共交通機関の運行情報を確認
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(突風(強風・竜巻・ダウンバースト等))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	突風に関する防災 気象情報の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを見逃さない。 ○突風をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測は、レーダー・ナウキャスト等の防災気象情報で確認する。 ○竜巻注意情報が発表された場合には、まず、周囲の空の状況に注意する。 ○学校の周辺は何事もなくとも、通学路上で積乱雲の発達により突風の発生が予想される恐れもあるため、最新の情報入手に努める。
	学校防災体制の整備 及び防災教育の実施	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が突風による災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○児童生徒や教職員が突風に関する知識や突風発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	学校活動の中止・変更、 始業時刻遅延、 学校待機を検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風の発生が予想される場合には、最新の防災気象情報を確認し、早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じる。特に、屋外での授業や部活動中で、竜巻の前兆に気付いた場合には、速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。 ○登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。
	学校設備の点検整備	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が突風の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。
発生時の危機管理	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○突風の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急処置を行う。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

地震への対応

令和〇年〇月版

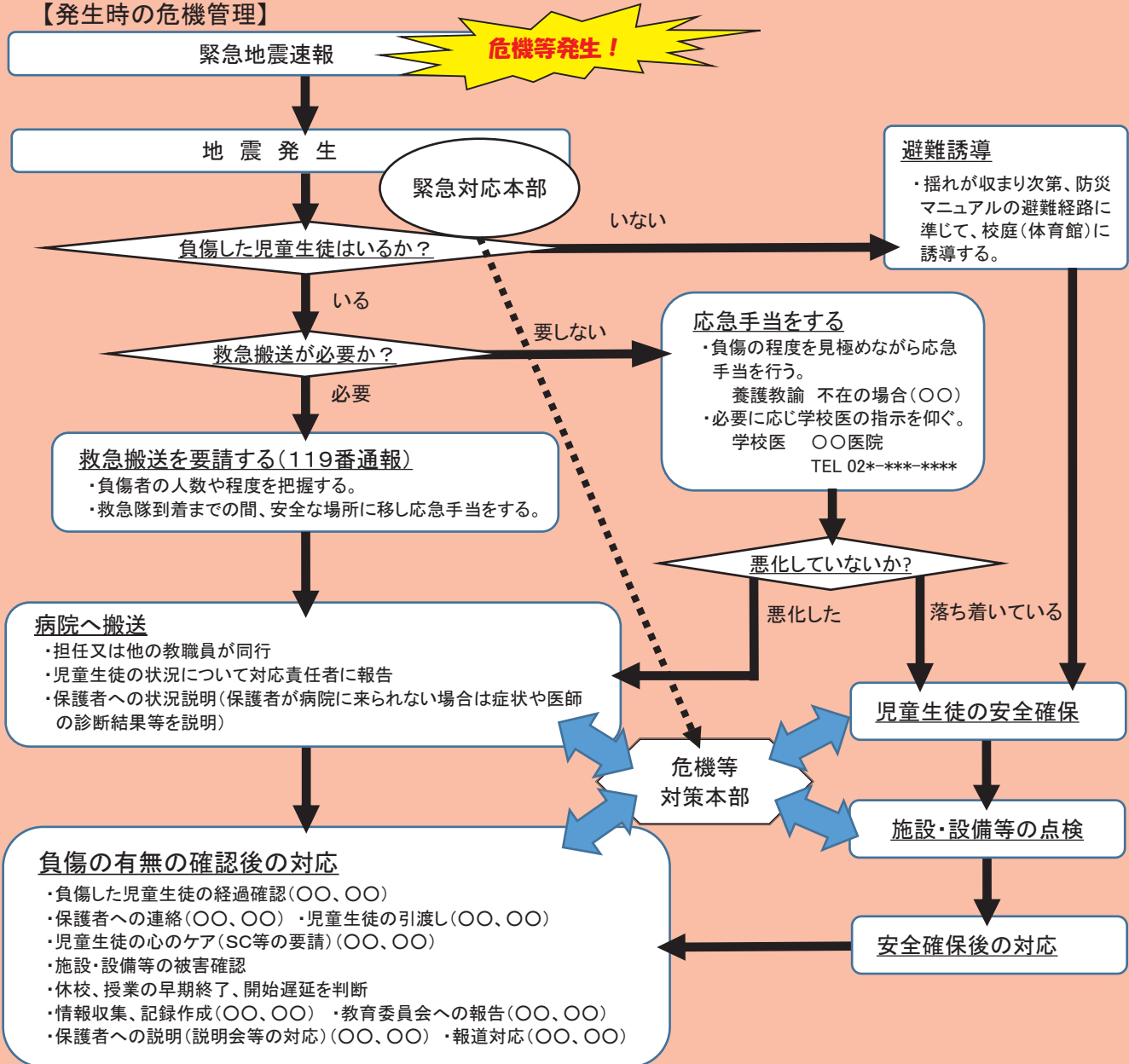
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 学校防災体制の整備
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 防災教育・避難(防災)訓練の実施
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 保護者への引渡しの確認
- 夜間・休日等の対応
- 学校設備の点検等

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(地震)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校防災体制の整備	<p>◆地震に対する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。教職員が地震災害の知識を深め(研修等)、行動に結びつける準備が必要である。 ○学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておく必要がある。(※1) ○緊急地震速報の受信に関して、校内設備の整備を進め、整備の実施までの間は教職員個人の携帯端末などの活用を図る。
	防災教育・避難(防災)訓練の実施	<p>◆知識・技能の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練について、機会を捉えて行う。
	児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な地震が起こった後など被害が甚大な場合は、停電や電話回線の混雑により学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておく必要がある。 (例)・電話連絡網 ・学校のホームページ ・一斉メール配信 ・災害用伝言ダイヤル(171)等
	保護者への引渡しの確認	<p>◆保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要となる。保護者と連絡がとれない時の引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要がある。
	夜間・休日等の対応	<p>◆緊急時の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく必要がある。(※2) ○参集後は、児童生徒の安否及び学校の被害状況を確認するとともに、地域の被害状況によっては住民が学校に避難してくることも想定しておく。(※3)
	施設・設備の安全管理	<p>◆被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設備や備品が地震の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、備品の固定や整理整頓などの管理に留意する。また、校舎内の設備や備品だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要である。
発生時の危機管理	地震発生時	<p>◆発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震による揺れや緊急地震速報の報知音が聞こえたら、児童生徒に対し、机等を利用して、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守る指示をする。揺れが収まるまでは待機させる。 ○気象庁が発表する地震に関する情報を確認する。
	避難指示及び児童生徒の状況把握、負傷者確認	<p>◆一次避難場所(校庭)へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本震の揺れが収まった後、児童生徒の状況を確認(教室以外にいる者や負傷者等を確認)し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導・搬出等を行う。校庭が天候等の事由により避難に適さない場合は体育館などへの避難を行う。また、避難移動を行うことが危険を伴う場合もあるため教室等に児童生徒を待機させることも事前に検討を行っておく。 <p>◆校庭が危険な場合は二次避難場所へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周囲の被災状況や火災発生等の災害を考慮し、近隣の二次避難場所への避難等を行い、児童生徒の安全確保を最優先とする状況に応じた対応を行う。

事後の危機管理	救急搬送要請	<p>◆緊急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。</p> <p>○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

※1 地震による二次被害を想定した準備

地震発生後に起こる二次災害は次のようなものが考えられます。これらの災害には地域性があり、活動場所の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起こりやすさが変わってきます。学校外での児童生徒の活動場所に応じて、どのような二次災害が起こりうるかを想定し、避難方法等の指導をしていく必要があります。

(例：「栃木県には海がないので津波の心配はない。」という固定観念は間違い。修学旅行等で海のそばには行きませんか？自分が一生、海のない地域で生活するとは限らない。)

想定すべき二次災害の例	
津波	・海からの津波 ・河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	・学校からの出火 ・周辺の地域からの延焼、類焼
余震	・建物の崩壊 ・非構造部材の落下、転倒、移動
その他の災害	・土砂災害 ・液状化 ・地盤（沈下、亀裂など） ・水害（堤防決壊、ダムの決壊など） ・火山噴火 ・雪害（雪崩など） ・原子力災害

※2 教職員の非常参集体制と安否確認(例)

地域の震度	参集体制	安否確認	
		児童生徒の在宅時	登下校時
6弱以上	第四次参集	電話連絡 (電話が不通の場合は、 家庭や避難所を訪問)	通学路等の巡回
5強 5弱	第三次参集		
4被害あり	第二次参集	行わない	行わない
4	第一次参集	行わない	行わない

- ・参集体制に当たっては、各学校の実情に応じた動員体制を作成する。
- ・自らが被災している場合には、自らの安全を確保した上で業務に当たる。

※3 学校が避難所となる場合の対応

災害時に学校が避難所となる場合、その運営は本来的には市町の防災担当部局が責任を有するもので、教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化に努めることです。

しかし、教職員の勤務時間内に災害が発生した場合、避難所運営の体制が整うまでの間は、教職員が中心となって避難所開設に向けた対応をしなければならない状況も考えられます。

また、夜間や休業日などに災害が発生する場合も考えられることから、事前に市町の防災担当部局や地域住民等関係者・団体等と体制の整備を図ることが必要です。



火山噴火への対応

令和〇年〇月版

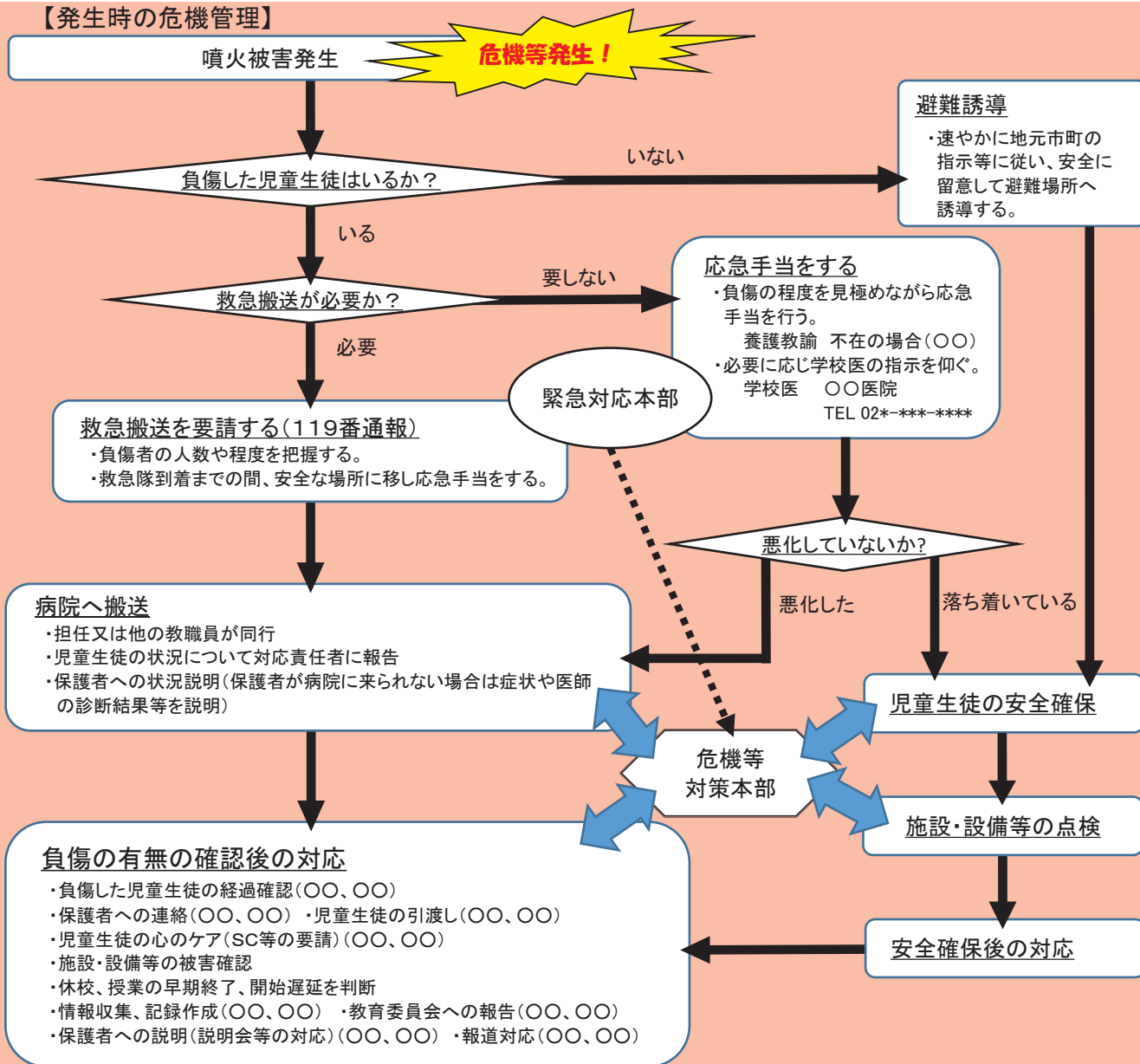
【対応方針】

- 児童生徒の安全を第一に早期に対応する。
- 児童生徒を迅速に安全な場所へ避難させる。

【事前の危機管理】

- 噴火警報・予報、火山の状況に関する最新の解説情報等の確認
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 噴火時の被害範囲、避難行動の確認
- 学校防災体制の整備
- 防災教育の実施
- 学校行事、校外活動の中止・計画の変更の検討
- 児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制整備・点検
- 学校の臨時休校、授業開始時期の遅延、早期下校等の検討
- 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 破損した施設・設備の修繕計画作成
- 防災教育(振り返り)の実施

マニュアル作成の留意事項(火山噴火)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	噴火警報・予報等の確認	<p>◆情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が発表する噴火警報・予報等の最新の火山情報を確認する。
	学校防災体制の整備	<p>◆防災対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山噴火は、地震や大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）と違い、実際に生じている火山の状況によって、その対応も変わる。噴石・火砕流・融雪型泥流・土石流の発生が予想される場合には、発生前に避難をすることが重要となる。 ○登山の際や火山周辺での校外活動では、噴火発生時の危機管理に関する体制整備や装備等の整備などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。
	防災教育の実施	<p>◆知識の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山噴火時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。
	噴火時の被害範囲・避難行動の確認	<p>◆情報の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活火山への登山や近隣での校外活動の際には、過去の噴火災害、噴火によって被害が及ぶ範囲などを確認する。 ○火山活動が活発になると、活動状況に応じて警戒が必要な範囲への立ち入りが規制されることがあるので、火山防災マップ等で事前に確認する。 ○登山中に噴火した場合には、避難小屋等の安全な場所へ避難が必要であり、事前に避難小屋の場所や避難ルート等を確認しておく。
	校外活動の中止・計画の変更の検討	<p>◆早期の安全対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入手した火山情報等により、校外活動に影響が予想される場合には、早期判断により校外活動の計画の中止又は変更を検討する。
発生時の危機管理	火山噴火発生時	<p>◆事前の避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山活動の活発化によって噴火の恐れがある場合には、「警戒が必要な範囲」から事前に避難する。地元の市町から指示があった場合には、速やかにその指示に従って避難する。 <p>◆噴火発生時の避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登山中に噴火が起こったら、まず身の安全を確保する。ヘルメット、マスク、ゴーグルなどを着用し身を守る。 ○直接の被害はなくとも、火山周辺で噴火した場合は、市町からの避難の指示に従い、最寄の避難場所（公園など）へ移動する。
	負傷者の有無の確認	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登山中の噴火により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、児童生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。 ○児童生徒の負傷の程度によるが、移動が可能な場合は、児童生徒の下山について策を講じる。
	救急搬送要請	<p>◆緊急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先）を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。